

岐阜分室便り 岐阜県の「自然の水辺復活プロジェクト」の紹介

岐阜分室長 大竹 良昌

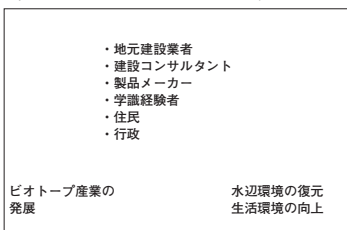


平成17年度国土交通省は、平成2年度から全国で実施してきた「多自然型川づくり」について、学識者による「多自然型川づくり」レビュー委員会を設置し、今後の川づくりについて

1. 主な課題としては、支援する仕組みや市民参加や関係者の連携、人材の育成体制が不十分であったり
2. 「多自然川づくり」の推進のための施策としては、知見や技術が現場において十分活用される施策や技術的な検討や仕組み作りに取り組む施策を展開すべき

などの提言がされました。

岐阜県では既に、この提言にある仕組みを平成13年度に構築し積極的な取り組みが進められている。それは「自然の水辺復活プロジェクト」と呼ばれ、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」を目的とする4つの具体的なアクションプランを同時に推進することによって、県下の自然環境の創出や保全を効果的に進めることを目的としている。本稿は、岐阜県のユニークな取り組みである「自然の水辺復活プロジェクト」の全国への広がり期待し、その概要を紹介するものである。



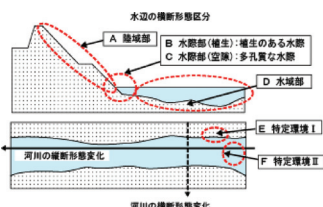
4つのアクションプラン

①協働＝自然共生工法研究会

産・学・民・官の協働により、自然と共生した県土づくりを目指すことを目的とする研究会で、自然との共生に資する手法及び人材の育成等についての研究・助言及び啓発を行う。

②モノづくり＝自然共生工法認定制度

岐阜県の様々な川の個性に応じて、河川環境を保全、復元、創出できるようにしていくために、製品メーカー等から申請された工法について自然共生の効果が認められるものを知事が認定する制度で、平成19年度までに127工法(在来工法含む)が認定されている。○認定カテゴリー：工法の適用箇所と目的により、下記の6つカテゴリーがある。



- ・陸域部：河岸等における植生環境の保全・復

元・創出を図る工法

- ・水際部（植生）：水際部における植生環境の保全・復元・創出を図る工法
- ・水際部（陸域）：水際部における多孔質空間の保全・復元・創出を図る工法
- ・水域部：流水部における河床の多様性の保全・復元・創出を図る工法
- ・特定環境Ⅰ：特定の生物の生息環境の保全・復元・創出を図る工法
- ・特定環境Ⅱ：特定の治水構造物周辺環境の回復・形成を図る工法

③人づくり＝自然共生工法管理士認定制度

自然共生の知識を社会資本整備に活かして、現場で自然環境の保全、創出等に対応できる人材の育成を目的に、有識者による2日間の講習と講習後に実施される効果測定により研修効果が認められる受験者を知事が認定する制度で、平成19年度までに一般県民、コンサルタント、建設業、行政から2,783名が認定されている。

④現場で研究＝自然共生工法展示場

自然共生工法展示場は、木曾川水系木曾川の北派川河道内の新境川河道沿いに自然共生工法の研究開発を実河川で進めるための調査・研究フィールドとして平成12年度に開設された。付近には国土省の水辺共生体験館、岐阜県の河川環境研究所、(独)自然共生センターなど自然環境に関する研究機関等が隣接しており、中部の自然共生研究の中心地となりつつある。



開設後8年間で延べ59の企業グループが独自の研究フィールドとして活用し、この研究成果をもとに33工法が自然共生工法として認定を受けており、岐阜県下の200箇所以上で採用されている。

現在、岐阜県では全く新しいコンセプトに基づく次期研究募集に向けた検討が進められているので、実河川における研究フィールドに関心がある読者は岐阜県の今後の動きに注目しておく必要がある。

(申し込み等：<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/sl1652/>)

※文・図：岐阜県自然共生工法パンフレットを引用